

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例

第1回（平成25年6月18日）

1. グローバル化は、大学が与えるものではなく、学生自ら海外に出ていく発想がないと社会に置いて行かれる。現在はそういったグローバル社会であるといった考え方を学生に教えていく必要がある。

上記の経営協議会学外委員からの意見等を踏まえるとともに、文部科学省が実施する平成25年度国立大学改革強化推進補助金として本学の「社会と協働する教育研究のインタラクティブ化加速パッケージ」事業が採択されたことにより、グローバル化に向けた教育改革を進めるべく、自律的学習力、課題発見・解決力、国際的交渉力、国際的豊かなデザイン力、技術者としての適応力・グローバル化理解力などを身に着けた学生の人材育成を推進することとなった。

また、日常生活におけるグローバル感覚を養うため、現存の混住寮、工学部ランゲッジ・ラウンジのほか、本年度は飯塚地区にラーニング・アゴラを開設した。

第3回（平成25年11月18日）

2. 日本の上場企業では内部統制が義務付けられており、内部監査室を設け監視しているが、個人毎に対応するのは非常に難しい。そのため、コンプライアンスに係る事例を挙げて職員に周知している。

上記の経営協議会学外委員からの意見等を踏まえ、本学においても国大協サービスからの各大学のハラスメント、学生・教職員の不祥事の事例を毎月1回程度のペースで提供（周知）することで、服務規律の確保についてより一層の注意喚起を図ることとした。

【注意喚起】服務規律の確保について

Page 1/1

教職員各位
(このメールはBCCにて本学の全教職員の方へお送りさせていただきます。)

学 長

このことについて、下記のとおり国大協サービスより各大学のハラスメント、学生・教職員の不祥事の事例の提供がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、このようなことが本学の教職員について起こることのないよう、服務規律の確保についてより一層の注意をお願いいたします。

なお、今後は注意喚起のために、国大協サービスからの情報提供があるごとに、月1回程度お知らせする予定です。

記

<ハラスメント>

2. 3

○大学は、男子学生ら5人がサークルの忘年会で女子学生の胸を触るなどのセクハラ行為をしたと発表。学生は自宅謹慎、サークル活動は停止。

2. 13

○大学で、学生や教員にセクハラやアカハラをしたとして諭旨解雇された元教授が、教授としての地位確認や慰謝料を求める訴を地裁に提起。

2. 17

○大学は、女子学生にセクハラ行為を1の懲戒処分にしたと発表

第3回（平成25年11月18日）

3. 研究費の不正使用と研究の不正は少し異なっており、研究費の不正使用については、使い勝手の悪い助成金等があるため、各大学は法人化後から改善を進めてきているが、まだ完全とは言えない。

上記の経営協議会学外委員からの意見等を踏まえつつ、研究活動等の不正増加に伴い文部科学省のガイドラインが改正されたことを受け、研究活動等の不正防止対策を計画・推進するため、研究活動等不正防止対策室を設置した。今後は、本学における不正防止に係る体制の整備、教職員及び学生に対する倫理教育・研修等を図ることとしている。